

たつの市プロポーザル方式実施要領(概要)

目的

たつの市では、価格だけでなく、事業者の技術力、企画力、実績、専門性などを総合的に評価する必要がある業務について、プロポーザル方式により契約候補者を選定しています。本要領は、その手続の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的としています。

プロポーザル方式

プロポーザル方式には、次の２種類があります。

- ・ 公募型：参加事業者を広く募集する方式
- ・ 指名型：市が参加事業者を指名する方式

対象となる業務

主に次のような、価格だけでは最適な事業者を選定することが難しい業務を対象とします。

- ・ 行政計画等の調査・立案
- ・ 設計業務
- ・ システム開発
- ・ イベント等の企画・運営
- ・ 施設等の維持管理・運営
- ・ 提案型商品の購入
- ・ その他、市がプロポーザル方式による選定が適当と認める業務

参加資格

参加資格は、案件ごとに実施要領で定めます。主な要件は次のとおりです。

- 入札参加資格を有していること（必要に応じて資格登録がない事業者も参加可能な場合があります。）
- 指名停止等の措置を受けていないこと
- 法令等で定める資格要件を満たしていること
- 暴力団排除に関する要件を満たしていること

選定方法

案件ごとに定める評価基準に基づき、提出された企画提案書等を審査し、総合的に評価して契約候補者を選定します。

契約

契約候補者と業務内容等について協議を行い、協議が整った場合は随意契約を締結します。協議が成立しない場合は、次順位者と協議を行う場合があります。

情報公開

プロポーザル方式の実施に関する情報は、関係法令及び条例に基づき適切に公開します。契約締結後は、契約候補者や審査結果等について、必要に応じて公表します。

その他

案件ごとの参加資格、提出書類、評価基準、審査方法、スケジュール等は、それぞれの実施要領でご確認ください。